

特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給漏れについて

1 判明経過及び内容

令和8年2月6日に受検した北海道保健福祉部の令和6年度及び令和7年度分の監査で、「特別障害者手当」及び「障害児福祉手当」の支給停止後の支給再開（再認定）のタイミングの誤りについて是正指導があった。

指導があった両手当は、期限までに診断書の提出がない場合は支給停止するもので、その後診断書の提出があれば、提出した月から支給再開とするところを、提出の翌月からとしていた。

是正指導に伴い、保存文書（保存期間5年）で確認可能な令和3年度まで遡り調査したところ、合計10人に対し、それぞれ1か月分の不支給があった。

	R 7	R 6	R 5	R 4	R 3
特別障害者手当	2 人	—	1 人	—	1 人
(1 人当たりの月額)	29,590 円	—	27,980 円	—	27,350 円
障害児福祉手当	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人
(1 人当たりの月額)	16,100 円	15,690 円	15,220 円	14,850 円	14,880 円

2 不支給となった原因

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当の支給に当たっては、申請又は診断書提出の翌月から支給開始することが原則とされているが、指導があったケースの場合のみ、取扱いが違ふことが認識されないまま業務を行っていたことが誤りの原因である。

これは、事務処理において参考としている「特別障害者手当等支給事務の手引き（厚生省監修）」の説明表現の解釈を誤っていたことによるもの。

3 不支給への対応

法令により遡及が可能な2年間の時効の範囲である令和6年度及び令和7年度の5人に対し、不支給について説明とお詫びをするとともに追加支給の手続きを進めている。

また、保存文書で不支給が確認できた令和3年度から令和5年度までの5人については、既に時効経過により支給できないことについてのお詫びを行い、理解を得ている。

（参考）追給5件 106,660 円 時効到来分5件 100,280 円

4 再発防止策

今後、支給時において複数人での確認を徹底するとともに、他都市の監査結果の情報なども参考にしながら本市の事務処理や法令解釈に誤りがないか随時確認し、適正な事務処理に努める。